



プレミアの故障保証に関するQ & A

Q:マフラーを社外品に交換しているのですが保証に加入できますか？

A:車検対応の社外品に交換している場合であれば保証にご加入はできます。ただし、マフラーが社外品なのでマフラーの不具合に関する保証は適用外となります。

Q:修理の際、代車、レンタカーを借りたいのですが？

A:保証修理に代車代は含まれておりません。加盟店様でご用意いただくか、お客様実費にてお借り下さい。また、お車の引き取り代、レッカー代、点検・診断費用も同様にお客様実費となります。

Q:納車後まもなくして不具合が起きたので、保証修理で対応してもらいたいんですが？

A:保証スタート日から1ヶ月以内に発生した不具合に関しては、たとえ不具合箇所が保証対象部品であるとしても保証修理の適用にはなりません。加盟店様のご負担でご対応をお願い致します。

Q:ローダウン車なのですが保証に加入はできますか？

A:車検対応可能な範囲のローダウンであれば保証にご加入できます。ただし、この場合、社外装着部品も含め、足回りに関しては保証適用外となりますのでご注意ください。また、改造定義で設ける改造が行われている場合は保証加入できません。

Q:納車前点検はどこで受けたいですか？

A:特に工場の指定はありません。ただし法定点検を受けていただくので認証、指定整備工場もしくはディーラーで点検をお願い致します。また、弊社指定の品質点検も同時に行ってください。

Q:保証加入車両を売却したので保証料を返してほしいとお客様に言われたのですが？

A:一旦ご入金いただきました保証料はお返しすることはできません。また、販売規約で設ける「保証契約の解除」に該当した場合も同様になります。

Q:お客様からエンジンが停止して困っていると連絡が入ったのですがどうすればいいでしょうか？

A:保証書に記載のあるロードサービスにご連絡いただければ、お近くの整備工場までレッカー移動のサービスが受けられます。

この場合、10キロまでは無料となります。超過する場合は1キロにつき650円（税抜）がかかります。

Q:メーカー保証がまだ残っている車両の申込みはどうすればいいの？

A:「メーカー保証継承あり」でお申込みの場合、保証料の割引をさせていただきます。ディーラーにて保証継承点検を行っていただき、申込み顧客名で保証継承した証明書を申込み時にFAXをお願い致します。この場合、メーカー保証が適用となる故障に関しては、メーカー保証を優先しての修理となります。

す。

Q:納車後すぐにファンベルトが切れてしまった場合は？

A:この場合は、主原因部品が保証外部品である為、保証の対象外となります。ファンベルト等は、法定点検で点検を定められている箇所になりますので、納車前の点検を必ず行うよう依頼して下さい。

Q:走行距離 11 万キロを超えた時点で、タイミングベルトが切れてしまい、走行不能に陥ったのですが、この場合は保証対象となりますか？

A:タイミングベルトは保証対象部品となりますが、納車前点検時において、納車前交換基準を超えていたにも関わらず、交換をしていなかった場合や、納車後メーカー指定の交換時期にお客様が交換されていない場合に関しては、保証対応いたしません。

Q:走行中ダッシュボードのがたつきにより、ガタガタ音がするという不具合の連絡があった場合は、保証対象となりますか？

A:この場合は、主原因が内装部品である為、保証の対象外となります。また走行に直接支障のない異音修理に関しても、保証対象外となります。

Q:お客様より不具合の連絡があり、見積りをとっている段階で保証期間が切れてしまったのですが？

A:プレミアの故障保証事務局へ事前に FAX、又は電話にて連絡を行っていない場合は、保証期限切れで保証対象外となります。

保証期間が切れてしまいそうな場合は、事前に申請受け付け（修理申請書の FAX、または電話連絡）を行って下さい。

Q:納車点検時にサンルーフの不具合がありましたが、お客様ご了承のもと、サンルーフの不具合を修理せずに納車したのですが、保証対象となりますか？

A:納車前からの不具合に関しましては、全て保証の対象外となります。

Q:納車から 1 年後に、エンジンオイルが不足しているにも関わらず走行を続け、エンジントラブルが起きたのですが保証対象となりますか？

A:ユーザー管理不足となり、保証対象外となります。他にも、日常点検や法定点検を怠った為に、拡大した不具合に関しましては、保証の対象外となります。

Q:納車後にお客様がお車を車検に出したところ、エンジンオイル等消耗部品の交換時期であると、工場から指摘を受けたそうなのですが、保証対象になりますか？

A:一般的な消耗部品に関しては、保証の対象外となります。また、実際に不具合が発生しておらず、

単純に消耗や劣化、交換時期である為などの理由では保証対象となりません。

Q:エンジンが故障してしまいましたが、原因がカーボン・スラッジの蓄積と言われました。保証対象になりますか？

A:カーボン・スラッジが主原因となる不具合は、前オーナーの過失によるものであった場合においても、メンテナンス不備と判断し保証対象外となります。